三町町政だより
発行所　三股町役場
電話1番
編集責任者　桑畑鶴雄
印刷所　都城市野口屋紙店印刷部

三月定例町議会

新年度豫算など三十議案を可決

昭和三十年度最後の町議会に当る三月定例議会は、去る三月十六日招集され、同月三十一日会期十六日間を以て終了しました。

この議会に、町当局から提出された議案は、一般特別両會計の新年度予算を始め、三十年度最後の追加更正予算、或は健全財政と取り組むための條例の改正等三十件に及んだのですが、議会はこれ等の議案を約二週間にわたつて慎重に審議して、一部修正又は原案通りそれ〳〵可決しました。

提案された議案は次の通りです。

◎昭和三十一年度一時借入金について
（一般會計財政調整資金に充当）

◎町立病院特別会計一時借入金について
（病院会計財政調整資金充当）

◎国民健康保険特別会計一時借入金について
（国保会計財政調整資金充当）

◎一般職の職員の給與に関する條例の一部改正

◎三股町税条例の一部改正

◎三股町課設置條例の一部改正

◎職会議員等給与條例の一部改正

◎職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

◎小学校々舎改築費起債について
（勝岡小学校々舎改築事業費に充当、起債金額五百七十五万円）

◎町有林立木処分について
（昭和三十一年度歳入金に充当、広葉樹十三町歩を皆伐）

◎三股町職員定数条例の一部改正

◎一般職の職員の待命に関する条例の一部改正

◎三股町行政区設置条例の廃止について

◎三股町職員退職手当給与条例の全部改正

◎財産及び営造物に関する条例の制定

◎営農資金融資に伴う利子補給及損失補償契約について

◎職員の旅費に関する条例の制定

◎三股町税条例の一部改正

◎三股町課設置條例の一部改正

◎町有林立木処分について
（昭和三十年度歳入金に充当）

◎災害復旧費起債について
（公共建物災害復旧費に充当、起債金額七十万円）

◎昭和三十一年度一般会計予算

◎昭和三十一年度国保特別会計予算

◎昭和三十一年度病院特別会計予算

◎昭和三十一年度町営農場特別会計予算

◎昭和三十年度一般會計追加更正予算

◎昭和三十年度国保特別会計追加更正予算

◎昭和三十年度病院建設会計追加更正予算

◎昭和三十年度病院特別会計追加更正予算

◎町有林立木処分に対する契約について
（昭和三十年度歳入金充当の分）

苦しい町の財政

一般会計新年度当初予算

五千二十六萬八千七百五十三円

毎日のように、新聞紙上に、赤字財政になやむ地方公共団体の苦悶の表情が、大きく取り扱われております。本町とて赤字とそないがその苦しさにおいて決して例外ではありません。

それでは建全財政を堅持しようと云う本年度の当初予算はどのようにして編成されたか、町長の提案理由の説明をかりて、その内容を皆さんにお知らせ致します。

昨年より約四百九十万圓少い本年度豫算

一般会計予算の提案由理

町長　桑畑政沖

昭和三十一年度の予算編成に当つては、施政方針に示した通り、建全財政の堅持を云うことを基礎にしてその編成を行つたのであります。

即ち町の凡ゆる経費を経常的経費と臨時的経費に分けて検討し、経常的経費については人件費を始め頓に増大した義務的経費、その他凡ての経費を町税、地方交付税等の一般財源の枠内におさえて、その収支の均衡を保持することに努力しました。

又臨時的経費については、国庫補助金を始め、町債、財産収入金等の特定財源を以つて小学校々舎の改築、橋梁改築事業を始め失業対策事業等を計画して、町民の福祉を増進することにしております。

このようにして編成した本年度の一般会計総予算額は、五千二十六万八千七百五十三円となつており昨年度に比べて四百九十三万二百六十八円の減額となつておりますが、その原因の重なるものは、耕地災害復旧事業が少くなつたことに基くものであります。

約半分が依存財源

才入予算のうち一般才入金としての経常的経費の財源としては、町税及び地方交付税の外、使用料、手数料その他経常的経費財源の国庫補助金等があり、合計三千四百八十万七千二百五十三円となつております。

これに対して臨時的経費建特別措置法を公布し、昭和二十九年度における地方公共団体の赤字対策に乗り出し、又昭和三十年度におきましては、臨時財源措置をとり、次いで昭和三十一年度におきましても、地方交付税の財源充当の率の引き上げ、地方税制度の改正を行う等地方財政の対策について種々考えられている現状であります。

然し乍ら、地方財政の実情は地方自治の確立に伴つて愈々財政負担が重つており、国のこのような財源措置だけでは到底根本的な解決は出来得ない実情でありまして、今後の地方財政については、各々の市町村において会面的にその財政規模と行政組織等に再検を討加、自主的財政再建の時期が来たものと考える次第であります。そこで本町における昭和三十一年度の予算編成に当りましては、このような考えのもとに従来の行政組織や財政規模に再検討を加え、町の財政力に応ずる健全財政を堅持し、先にも述べました基本的な施策を遂行し、事業の重要性や経費の生産効果を充分考慮しまして、町民の福祉を増進する重点的な予算を編成することをもつて、その基本方と針したものであります。

義務的経費、その他凡ての経費を町税、地方交付税等の一般財源の枠内におさえて、その収支の均衡を保持することに努力しました。

又臨時的経費については、国庫補助金を始め、町債、財産収入金等の特定財源を以つて小学校々舎の改築、橋梁改築事業を始め失業対策事業等を計画して、町民の福祉を増進することにしております。

このようにして編成した本年度の一般会計総予算額は、五千二十六万八千七百五十三円となつており昨年度に比べて四百九十三万二百六十八円の減額となつておりますが、その原因の重なるものは、耕地災害復旧事業が少くなつたことに基くものであります。

歳入豫算

以下才入予算の内容について説明します。

町税については二千九十六万八千円を計上しており昨年度に比し百五十三万四百十円の増になつております。

町民税については、税率の改正等を行うものではありませんが、町民所得につきましては、昨年の二十二号台風による被害はありましたが、その所得は昭和二十九年度に比し寧ろ増収になつており之等自然増収分を見込んで計上したもので、昨年度より三十二万二千円の増額になつております。

固定資産税については、自治庁が示したその標準評価額は、土地においては昨年度と同額でありますが、建物については昨年度より若干引き上げられているのでありまして、その標準価額を基礎として、昨年度の税率で見積り計上したものであります。

尚都道府県並びに市町村税等の地方税については、今次通常国会において、一部改正措置がとられることが予想されていますが、この予算は現行制度に基いて見積り計上しました。

次に地方交付税について説明します。これは自治庁から示された基準に従い、本町の昭和三十一年度における財政需要額と財政収入額を測定して、これにより九百四十七万四千円を計上しました。

今日の窮乏逼迫した地方財政の対策として、政府は昭和三十年度から財源措置を行い、昭和三十一年度においては地方交付税の財源充当率が引き上げられることになつており、これを基礎として自治庁が示した基準により、本町の財政需要額を測定しますと昨年度に比し、職員増額が見込まれるのでありますが、税収入が増加することによつて、地方交付税はその割合に増加せず僅かに二十六万一千円の増となつております。

（次頁に続く）

税を始め使用料、手数料その他、財産処分による収入等になつております。

昭和31年度歳入予算比較表

歳入

款別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	本年度予算百分比
町税	20.168.018	11.437.531	1.530.487	—	41.7
地方譲与税	1	1	—	—	—
地方交付税	9.474.000	9.213.000	261.000	—	18.8
公営企業及財産収入	2.500.000	11.375.005	—	8.875.000	5.0
分担金及負担金	669.951	1.268.201	—	598.250	1.3
夫役及現品	2	2	—	—	—
使用及手数料	1.114.000	1.180.301	—	66.301	2.2
国庫支出金	5.568.752	9.867.557	—	4.298.805	11.1
県支出金	987.009	1.050.909	—	63.900	2.0
寄附金	150.004	150.004	—	—	0.3
繰入金	3	3	—	—	—
繰越金	1	1	—	—	—
雑収入	807.005	957.505	—	150.500	1.6
町債	8.030.002	4.074.002	3.956.000	—	16.0
計	50.268.753	55.199.021	—	4.930.268	100.0

昭和三十一年度施政方針

町長　桑畑政沖

昭和三十一年度における施政方針について、その基本的なものを簡単に説明致します。

昨年九月二十九日襲来しました二十二号台風により町は公共施設を始め、一般の建物や農作物に一億二千三百九十七万円に及ぶ被害を蒙つたのでありますが農作物につきましてはこのような被害があつたにかゝわらず全体的には、平年作以上の収穫があつたものと思われ、災害復旧についても町民各位の努力によりまして、その殆んどが復旧したものと考えられるのでありまして、現在町民経済も漸くその基盤をつくりつゝあるものと存ずる次第であります。

健全財政を堅持

而つて、町の行政について考えてみますと、町は議会の議決とその協力により、六、三制の学制改革による中学校の整備に続いて、昭和二十六年以来戦前から放置されていた各小学校老朽校舎の改築を行つてその施設を拡充し、又昭和二十九年九月には、休止していた国民健康保険を再開して、その直診施設としての町立病院を建設して町民の健康保持に努め、或は昭和二十六年から引き続いて失業対策事業を行い、町内道路の整備を実施して来たのであります。

私は今後各位の協賛を得まして、最近とみに逼迫した本町財政の健全化を図ると共に、漸く基盤を作りつゝある町民経済の涵養に、更に意を注ぎ、教育の振興とその施設拡充、民生の安定に努めて行きたいと存ずる次第であります。この教育の振興及び施設の拡充につきましては、残された老朽或は危険校舎の改築を行い、義務教育の確保と社会教育の振興を図ることが必要であると考えております

又民生の安定については町民が先づ健康であることが先決問題でありまして、これがため国民健康保険とその直診病院の育成強化を図ることが肝要であると考えるのであります。

次に町民経済の涵養につきましては、産業発展の基盤である町内道路の整備を行う外、町民所得の増強を図るため増産技術の指導とその意欲の啓発に努めもつて町の産業振興を計ることが必要であろうと考えている次第であります。

以上簡単に私が考えております今後の施政方針の主なものについて述べたのでありますが、今日の地方財政の窮乏は既に説明しているところであり、全国殆んどの地方公共団体が財政収入と財政支出の均衡は破れ赤字の累増に苦しみ、住民の福祉を増進する地方自治の維持について、必要最少限度の施策さえ覚束ない実情にありまして、今日程地方財政の危機が叫ばれているときはないのであります

このような地方財政に対し、政府は先に地方財政再建特別措置法を公布し、昭和二十九年度における地方公共団体の赤字対策に乗り出し、又昭和三十年度におきましては、臨時財源措置をとり、次いで昭和三十一年度におきましても、地方交付税の財源充当の率の引き上げ、地方税制度の改正を行う等地方財政の対策について種々考えられている現状であります。

然し乍ら、地方財政の実情は地方自治の確立に伴つて愈々財政負担が重つており、国のこのような財源措置だけでは到底根本的な解決は出来得ない実情でありまして、今後の地方財政については、各々の市町村において会面的にその財政規模と行政組織等に再検を討加、自主的財政再建の時期が来たものと考える次第であります。そこで本町における昭和三十一年度の予算編成に当りましては、このような考えのもとに従来の行政組織や財政規模に再検討を加え、町の財政力に応ずる健全財政を堅持し、先にも述べました基本的な施策を遂行し、事業の重要性や経費の生産効果を充分考慮しまして、町民の福祉を増進する重点的な予算を編成することをもつて、その基本方と針したものであります。

財産収入については、町有林売払代金二百五十万円を計上しておりますが、これは失業対策事業並びに各中小学校校舎災害復旧費の一部財源に充当するものであります。

次に分担金でありますがこれは耕地災害復旧費の受益者分担金を計上しました。

この分担金の割合は、事業費に対して交付される国庫補助金を差引いた三割五分の額を計上したものであります。

又この受益者負担金については、起債することが出来るとその元利償還金は地方交付税をもって交付されるので、住民の負担を軽減することになるのですが、耕地事業の起債については起債制限額が七十万円となっているため、起債対象額が七十万に満たないこの耕地事業については起債計画を立てることが出来ず、事業者から国庫補助金を差引いた金額を分担金として徴収することにしたものであります。

使用料、手数料については百十一万四千円を計上しておりますが、これは住宅使用料を始め、女子補習教育授業料、諸証明手数料等でありますが、昭和三十年度の実績を基礎として計上しました。

次に国庫補助金五百五十六万八千七百五十六円の主なものは、失業対策事業百六十四万四千円、耕地災害復旧事業費補助金百十六万七千五十円、中小学校災害復旧費補助金百四十五万五千円等であり、之等はその事業計画に伴ういわゆるひも付財源となっているのであります。

又県支出金九十八万七千円始め、森林病害予防費補助金による被害農家に対する融資の利子補給に対する補助金を見込み計上したものです。

歳出豫算

消費的経費は二―三割を抑える

経常的経費漸く一般財源の枠内に

歳出予算の説明に当って度々行政整理の事にふれると思いますが、この説明は、行政整理を前提とした当初予算の内容についての説明であり、これと同時に改正さるべき町の定数条例の一部改正が今回の議会で一部條件を附されて可決されたゝめ、三十一年度においては行政整理は行われないことになりました。そしてこれに要する経費は後日追加更正予算によって処置されますので、この説明はあくまで当初予算の内容についてのみ説明されていることをお断り致します。

歳出予算については、その経費の性質に基きこれを経常的経費と臨時的経費に分けて検討したのであります。

先づ経常的経費について説明致します。

職員の給与費を始め議員並びに各種委員等の人件費の比重が著しく増大し、これに加えるに町債元利償還金を始め各種負担金等の義務的な経費は年々増加の一途をたどり、従来の行政組織と財政規模をもって今後を運営することは非常な困難を伴うものであります。

国の地方財政に対する特別な財源措置だけでは到底収支の均衡を保持することはむつかしく、このゝの態勢で行くことは、町財政の破綻を意味するものと考えるのであります。

そこで昭和三十一年度の予算編成に当っては、従来の行政組織と、財政規模に細密な検討を加えたのであって、行政整理については従来の職員定数に検討を加え、これを自治庁が新市町村育成要綱に示している市町村の、標準職員数を基礎として定数を定めることにしました。これが爲め役場の人員を主体とし、この外事務の繁雑を考慮して町の他の機関についても整理することが妥当であると考え町職員の一部行政整理を行うべく計画したのであります。

この行政整理はもとより従来の職員数に余裕があったから整理を行うものではないのであります。

今日地方自治の発展と、その確立に伴い、或は年々の災害による復旧事務等役場事務は年々増加の傾向にある実情でありまして、この事務量を基礎として考えるとき、到底行政整理等考えられないのでありますがそれでは町の財政力がこれをゆるさず、財政的立場から思い切った措置をとらなければならないものであります。

私としては誠に苦しい立場にあるわけですが、誠に止むを得ないものであると考える外ありません。

このように三十一年度当初予算におきましては、人件費に思い切った措置をとっているのですが、それでも町がどうしても負担しなければならない義務的な経費は、二千一百七十四万五千四百十三円に上っているのであって、経常的一般財源に対して占める割合は三十五%になっております。

人件費を始め義務的な経費について、このような措置をとったのですが、その他の一般的な経常経費についても、従来の財政規模に再検討を加え、旅費並びに物件費等の消費経費については、従来の二割～三割を抑え、殊に旅費については昨年に引き続き町内旅費の支給を打切ると共に、県内出張の旅費についても乗車等級を落して実費支給を行う外、都城市並びに郡内出張の定額旅費を更に打ち切る等の措置によって、経費の節減を企図したものであります。

…尚この外各種団体等に対する零細なる補助金等についても検討を加え、各団体は自主的な運営を行うよう措置しております。

以上のように経理的経費については、大巾の圧縮を行って、一般財源の枠内に抑えたのであって、このような財政事情下に於いて、住民の福祉を増進する諸施策を遂行することは、誠に容易な業ではないと思われますが、臨時的な事業と併せて、重点的な施策によって住民の福祉を増進いたしたく考えております。

このようにして編成した歳出予算の總額は五千二十六万八千円、このうち公共事業費等の投資的事業費は臨時的事業費と経常部のものを合せて、一千七百五十五万八千円余りを計上し、總体予算の三十五%となっております。

人件費については職員給与費と議員を始め各種委員の報酬等が千百九十一万八千七十五円となり、物件費は七百二十八万三千六百六十七円となっております。

又各種補助奨励等の經費が二百十六万二千六百七十五円計上されていますが、何れも昨年度に比較して緊縮されております。

表　昭和31年度歳出豫算比較表

歳出

款別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	本年度予算百分比
議会費	1.257.044	1.321.602	—	64.558	2.5
役場費	9.267.934	9.697.911	—	629.977	18.4
消防費	1·143.924	1.583.903	—	439.979	2.3
土木費	4.010.880	5.695.521	—	1.684.641	8.0
教育費	13.600.249	8.046.683	5.553.566	—	27.0
社会労働施設費	4.037.144	4.573.505	—	536.361	8.0
保健衛生費	1.186.805	1.337.624	—	150.819	2.4
産業経済費	2.666.184	11.210.712	—	8.544.528	5.3
財産費	1.911.300	3.232.806	—	1.321.506	3.8
統計調査費	296.751	383.104	—	86.353	0.6
選挙費	459.171	450.523	8.648	—	0.9
公債費	3.650.520	2.911.607	738.913	—	7.3
諸支出金	6.487.842	4.432.854	2.054.988	—	12.9
予備費	293.005	300.666	—	7.661	0.6
計	50.268.753	55.199.021	—	4.930.268	100.0

款別歳出予算説明

議会費と役場費

議会費及びに役場費については、人件費、その他經常的経費を計上しましたが、消費的經費につきましては、昨年度に比較して思い切った節減をなしまして、今後町財源の確保に全力を尽し、本年こそ事業の実現を図りたく存じております。

道路の整備が産業発展の基礎をなすことは申すまでもありません。幸にして、今日町内各路線は相当に改良整備されてきているのでありますが、これは従来から実施して参りました失業対策事業の施工によるところが大きいのであります。今後町内道路の改良整備はこの失業対策事業に織り込み事業の施工計画をしているのであります。

尚道路の維持管理については、県においても強く住民の道路愛護の精神を喚起しているところでありますが、町に於いても広く町民の道路愛護の精神を涵養してその効果を図って行きたいと考えております。

消防費

町は消防団各部に対する消防ポンプの整備を、昭和三十年度で終り、一応化学消防の態勢を整える一方昭和二十九年度から、町内の主要個所に消防用貯水槽を設置し、非常用水として備えて来たのでありまして、今や町の消防は、消防団の熱と意気による団結と相俟ってその面目を一新して参りました。

昭和三十一年度におきましては、更に水利不便の地に貯水槽を増設して、町民の生命財産を保護して行きたいと考えております。

土木費

土木費につきましては道路橋梁の維持管理に要する必要な經費を計上した外、楫山橋（楫山中野間）、敝野橋の改築費二百二十八万円を計上しております。この二つの橋は現在非常に危険な状態にありますので、今後財源の確保に全力を尽し、本年こそ事業の実現を図りたく存じております。

道路の整備が産業発展の基礎をなすことは申すまでもありません。幸にして、今日町内各路線は相当に改良整備されてきているのでありますが、これは従来から実施して参りました失業対策事業の施工によるところが大きいのであります。今後町内道路の改良整備はこの失業対策事業に織り込み事業の施工計画をしているのであります。

尚道路の維持管理については、県においても強く住民の道路愛護の精神を喚起しているところでありますが、町に於いても広く町民の道路愛護の精神を涵養してその効果を図って行きたいと考えております。

教育費

教育費には一千三百六十万二百四十九圓を計上しております。

このうち施設の整備については、勝岡小学校の改築事業費五百七十五万円を計上した外、中学校給水施設費を計上し、又昨年二十二号台風による災害復旧費百九十四万一千六百円を計上しております。

次に社会教育費でありますが、社会教育を振興することは、町行政の円滑なる運営を図り、住みよい地域社会を作り上げるため絶対不可欠のものであります。

そこで民主団体の育成に力を注ぎ、正しい社会教育の振興を図るため三十九万一千七百円を計上しました

社会及び勞働施設費

この款には四百三万七千百四十四圓を計上しましたが、その主なものは失業対策事業費であってこれに三百四十六万六千百八十圓を計上しております。

この事業費は土木費のところで説明したように町内道路の改良整備に関する經費であって、事業計画により町内重要道路の整備を行うことにしております。

この外、社会福祉費としまして季節保育所の設置補助その他を計上しております。

産業経済費

産業經済費については二百六十六万六千百八十四圓を計上しており昨年度に比し八百五十四万四千圓の減額になっておりますが、これは昨年度においては、過年度災害による耕地復旧事業費を計上しており本年度はこれがないため多額の減額となったわけであります。

従来農業の増産奨励費としては、各種各様の補助金を細別して計上していたのですが、主食の増産を始め、その農業生産を高めるには、單に補助金を交付するだけで生産の増強が期せられるものではなく、むしろ農民の増産意慾の啓発と農業経営の合理化を図ることが肝要であると考えるのであります。昭和三十一年度は従来の考え方に再検討を加え、生産の指導と共に経営の合理化を図る面に力を入れて行きたいと思います。

就中農村青年層の、農事に対する不断の研究とその勤労は、農業生産と經営の合理化に最も大きな役割を演ずるものであると考え、本年度はこれが指導育成に力を注ぎ經済振興を図るべく企画しております。

このように昭和三十一年度は従来の零細補助金制度を廃止し、農業生産増産奨励費として五十万圓を計上して、重点的な補助金の使用によって、その効果を図りたいと考えております。

尚政府においては、昭和三十一年度から新農村建設計画を立てゝ、農村建設を図ると伝えられているのですが、この計画は、昭和三十一年度の国家予算の確定を俟って指示されるものと思いますので、今後その指示に基づいて計画する所存であります。

又畜産業については、従来優良家畜の導入、或は増産奨励の政策をとって来たのでありますが、家畜の最も考えなくてはならないのはその飼料の確保であると思いまして本年度におきましては、各畜産の自給飼料の増産指導に努める計画でありまして、その必要經費を計上しました。

保健衛生費

保健衛生費につきましては、伝染病予防費、結核予防費その他害生虫予防費等で百十八万六千八百五圓を計上しております。

政府は先に新生活運動を提唱し、その一つとして蚊ハエの撲滅を行う施策を実施することが云われておりますが、本町は夏季における伝染病予防の見地から、一昨年より、町内各家庭に対して、毎月一斉消毒を実施してその実績を上げてきたのですが、本年度においてもこれを実施することゝしてその經費三十四万圓を計上しております。

財産費

今日まで処分した町有林の造成については、昭和三十一年度において、二十一町歩を新植する予定であり、これに必要な經費八十三万七千円程を計上しました。

尚財産管理の面におきましては、町有林の境界を明確するため、境界標柱の設定を行う予定であります。

この外財産費については一般の財産管理費を含め、百九十一万一千三百円を計上しました。

統計費と選挙費

統計費並びに選挙費については一般的な經常経費を計上し、更に選挙費

（次頁へ続く）

については、本年六月行われる参議院議員選挙費を計上しました。又昭和三十一年度は、現行制度においては教育委員会委員の選挙を行われることになっておりますが、教育委員会制度は法律改正を行うことが既に発表されており、国の予算においても、これを計上されていないので本町でもこれが選挙費は計上しないことにしました。

公債費

本町がいままでに起債しました現債額は二千一百八十二万七百四十五円でありまして、昭和三十一年度に承認された金額一千三百三十万円を加えると、本町の起債現在高は三千五百十二万七百四十五円となります。

この起債額に対し、本年度の元利償還金と財政調整資金の一時借入金利子を含めて三百六十五万五百二十円を計上しました。

諸支出金

諸支出金の予算額は、六百四十八万七千八百四十二円となっておりますが、その重なものについて説明致します。

先づ国民健康保険会計繰出金七十万円でありますが、これは国保の健全な運営を図るために計上したものであります。

徴税費については今後正常な納税組合の助成を図り、納税貯蓄の氣風を昂揚する外、町民の納税義務に対する責任観念を啓発し、徴税の完全を期したいと考えております。

尚固定資産の評価における評価額の決定については、時価評価を行うことになっているのですが今日までは暫定措置として、従来の賃貸価格に倍率を乗じて評価していたのであります。

然しこれはあくまで暫定措置でありまして、県としては出来得る限り、自治庁が示した評価を行うよう各市町村を指導しているのであります。

そこで町としては、本年度において土地に対する基礎調査を行うことゝして、これに必要な経費三十一万六千円を計上しました。

次に部落振興費でありますが、これは従来の区長（今後は地区委員）の報酬その他部落行政に必要な経費を四十七万一千円程計上しました。

又各種負担金については、職員慰給組合納付金を含め二百三万三千四百十五円が計上されておりますが、この負担金については、県郡町村長会の審議決定に基いて計上したものであります。

過年度支出については過年度耕地災害復旧費を計上したものですが、これは、前年度において補助金が交付されなかったものについて百八十三万六千九百円が計上されております。

以上をもつて新年度一般会計才入才出予算の概要説明を終ります。

行政区設置條例を廃止

區長を地區委員と改名

戦後十年を通じて、日本のすべての地方公共団体が最も苦心したのは、政治の末端滲透を如何にして図るかと云うことでした。

正しい民主的な政治を行うためには、先づ政治を住民に知らせる必要があります。特に市町町のように、直接住民とつながる公共団体に於いては、住民との連絡提携はそのまゝ政治を計る尺度とも考えられるのです。このため各町村共に、行政の末端滲透のため、いろいろな手段を講じております。

本町においても、戦前における区長と部落民との関係、地位等を考慮し、町行政の末端滲透に関することは殆んど区長に依頼してこれを処理して来たのですが、地方自治制度の進展に伴い区長の仕事も逐次繁雑を加え、多岐にわたるようになつたゝめ町は昭和二十八年四月三股町行政区設置條例を設けてこれを行政区として組織立て部落住民との連絡提携を図つて来たのであります。

この爲め区長は部落の区長であると同時に、町長の委嘱を受けた行政区の区長でもあつたのですが、昨年八月、県の行財政査察の際「現行地方自治法の下では行政区設置條例は制定出来ない」旨指摘を受け、今回の議会でこれが廃止されました。

この行政区條例の廃止は行政区設置に関する条例だけを廃止するのであつて、自主的に盛り上げられた各部落の従来の区制度を廃止するものではありません。

この結果従来の区長は、今まで通り部落の区長であると同時に町長の委嘱による地区委員と呼ぶようになりました。

次に規則の内容をお知らせします。

地区委員設置並びに同連絡会議規則

（地区委員設置）

第一条　町行政の末端滲透を図ると共に、その効率的且つ円滑なる運営を策するため、概ね町の区域内の部落を単位とし、地区委員を設置する。

（地区委員の委嘱及び解嘱）

第二条　地区委員は、その地区部落の推せんに基いて町長が委嘱する。解職は本人の申出又は町長において解職の要ありと認めた場合に解職する。

2　地区委員は非常勤とする。

（任期）

第三条　地区委員の任期は二年とし再選を妨げない。

2　後任の地區委員は、前任者の残任期間とする。

（連絡会議）

第四條　第一条の目的並びに各區域毎の連絡協調を策するため、地区委員連絡会議（以下「連絡会議」という）を招集する。

2　連絡会議は、定例会及び臨時会の二種とし、町長が会議を招集する。

3　定例会は毎月一回とし臨時会は必要に応じこれを招集する。

第五條　連絡会議は、町長がこれを主宰する。

2　連絡会議は地区委員の外、各課の課長その他町長が必要と認めた職員が出席するものとする。

第六条　連絡會議においては概ね左の事項を協議するものとする。

一、町行政の下部滲透に関すること。

二、町行政に対する協力に関すること。

三、その他必要と認めたこと。

第七条　各課の課長は、連絡会議に提出する事件があるときは、開会の日前三日までに総務課に提出しなければならない。

（この規則の施行に関し必要な事項）

第八條　この規則の施行に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附　則

この規則は昭和三十一年四月一日から施行する。

職員の定數を減員

病院を含んで一二八名に

今日まで町職員の定数は町長事務部局（役場と町立病院を併せて）において、吏員八十三名、雇員二十六名、嘱託二名＝役場二名、傭人十八名でしたが、今回の條例改正により次のようになりました。

町長事務部局

吏員八十三名（役場四五名、病院三八名）

嘱託　二名＝役場　二名

雇員二十六名（役場十名、病院十六名）

傭人　十七名（役場十二名、病院五名）

計百二十八名（役場六十二名、病院六十六名）

そしてこの條例は昭和三十一年四月一日から施行されることになりましたが、附則に次のような條件がついて可決されております。

附　則

この條例は昭和三十一年四月一日から施行する。

但しこの條例施行後において過員となるものについては昭和三十二年三月三十一日までこれを定数外としておくことが出来る。

この結果、定数は減員になつても今年度中は現状のまゝで通すことになります

町税條例改正

町民税、固資税、国保税の納期並びに国保税の税率等

今回の議会で改正された町税條例の内容は次の通りです。

一、町民税の納期改正

いままで個人の町民税の第三期分の納期は、十一月一日から同月の三十日まででしたが、これが十二月一日から同月二十五日までに改められました

二、固定資産税の納期改正

いままでの條例では固定資産税第三期分の納期は十二月一日から同月二十日まででしたが今回の改正で十一月一日から同月三十日までに変更されました。

三、国民健康保険税の課税額を変更

国民健康保険税は、所得割、資産割、世帯別平等割等から成りたつておりますが従来はこの合算額が一万五千円以上の場合はすべて一万五千円としていたものが、三万円以上の場合は三万円とすることに改められました。

四、国保税の所得割額を変更従来国民健康保険税の所得割額は、前年度分の町民税及び県民税の合算額に税率を乗じて算定していたのですが今回の改正で、町民税の課税総所得金額（総所得金額から六万七千五百円の基礎控除のみを控除した金額をいう）に税率を乗じて算定することになりました

五、国保税の税率改正

昭和三十年度における国保税の一戸当り平均税額は二千二百九十円でありましたが今回の改正によつてもその一戸当り平均税額には変りはありません。これは所得割額の課税標準の変更や、その他県当局の指導によつて税率が変更されただけのものです。

これによりますと、今までの税率はそれゝゝ

①所得割　百分の五十四

②資産割　百分の十四

③被保険者均等割

被保険者一人につき百三十五円

④世帯平等割

一世帯につき四百三十円となつていたのが次のように改められました。

1 所得割百分の二、八

2 資産割百分の九、二

3 被保険者均等割

被保険者一人につき百四十円

4 世帯別平等割

一世帯につき三百四十円

六、国保税の納期の改正

国保税の納期は、いままで毎月々々その月の一日から末日までとなっていたのが昭和三十一年度から次の如く年間の税額を四回に分けて納付することに改正されました。

第一期　六月一日から同月三十日まで

第二期　十月一日から同月三十日まで

第三期　十二月一日から同月二十五日まで

第四期　翌年三月一日から同月三十一日まで

町役場の機構改革

戸籍、民政課は総務課へ、土木課は経済課に統合

町役場の機構が改正されました。

いまゝで役場は、総務課、戸籍課、税務課、民生課、經済課、土木課と六つの課がおかれていたのですが、これが三月定例議会において条例の改正が行われ四月から総務課、税務課、経済課の三課罷になりました。

即ち、従来の総務課、戸籍課、民生課が一つになつて総務課となり、經済課土木課を統合して經濟課が置かれ、これに税務課を合せて都合三つの課が置かれるようになつたわけです。

次に各課の事務分掌を簡単にお知らせ致します。

総務課

総務係

1. 職員の進退及び身分恩給その他給与に関すること。
2. 文書及び物件の収受発送に関すること。
3. 町の歳入歳出予算に関すること。
4. 町の収入（税収入を除く）支出命令に関すること。
5. 町有財産及び営造物、その他財務に関すること（町有林の造成管理に関する事項を除く）
6. 條例、規則、告示及訓令等の立案並びに公告式令達に関すること。
7. 統計及び町吏編集に関すること。
8. 広報、貯蓄に関すること。

消防係

1. 消防に関すること。

戸籍係

1. 戸籍に関すること。
2. 住民登録に関すること。
3. 自分及び印鑑に関すること。
4. 選挙管理委員会に関すること。

厚生係

1. 生活保護に関すること
2. 災害救助に関すること
3. 社會福祉に関すること
4. 引き揚げ復員並びに元軍人軍属の身上の取扱いに関すること。

税務課

賦課係

1. 町税（国民健康保険税を含む）の賦課に関すること。
2. 固定資産に関すること

徴収係

1. 町税（国民健康保険税を含む）の徴収に関すること。
2. 納税貯蓄組合に関すること。

経済課

庶務係

1. 課の予算経理に関すること。
2. 一般土木及農業土木の一般事務に関すること。
3. 貸物自動車運用に関すること。

建設係

1. 一般土木及び農業土木に関すること。

建築係

1. 住宅及び建築に関すること。
2. 町有営造物の営繕に関すること。

勧業係

1. 農業技術の改良及び生産の奨励指導に関すること。
2. 米穀の集荷及び配給に関すること。
3. 畜産に関すること。
4. 商工業に関すること。
5. 林務に関すること。
6. 町有林の造成管理に関すること。

農地係

1. 農地の開発改良その他農地一般に関すること。
2. 開拓に関すること。
3. 農業委員会に関すること。

衛生係

1. 保険衛生に関すること

保険係

1. 国民健康保険に関すること。但し国民健康保険税の賦課徴収に関することを除く。

營農資金に

利子補給と損失補償

町農協に対する融資枠五百万円に対して

町は昭和二十八年第二号台風以来、昭和二十九年の数次にわたる台風或は凍霜害による被害農家に対して、三股町農協に、五百万円の融資枠の配分があつたが、これに必要な低利の営農資金について、その利子補給と、融資金額の五割の損失補償を、宮崎県信用農業協同組合連合会と契約するため、今回の融資金の融通に関する暫定措置法が適用され昨年の第二十二号台風による被害農家に対する融資として、三股町農協に、五百万円の融資枠が配分されました。

町は被害農家の経営安定のため是非必要なこの融資に対して、年五分の利子補給と、融資金額の五割の損失補償を行つて参りました。今回更に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が適用され昨年の第二十二号台風による被害農家の経営安定のため、これに必要な低利の営農資金について、その利子補給と、

国民健康保険診療協定

都城市郡醫師会と締結

四月一日から実施

本町の国民健康保険は昭和二十九年九月再開以来、諸種の事情から市郡医師会との間に診療協定が出来ず、町民各位にいろ〳〵不便を与えておりましたが今回協定成立の運びとなり双方合意の上でその結果を次のように公表することになりました。

一昨年九月発足した我が三股町国民健康保険は現在まで公的病院以外には、診療担当医のいない不自然な変則的なものであったので、町民は折角の保険証があり乍ら、それを意のまゝに使用することが出来ず頗る不便なものでありました。

県保険課長は、これを深く憂慮して幾度となく来町各方面と交渉され、又町長も町民の不満を諒として、再三誠意を以つて市郡医師会に契約方を懇請したのであります。こゝにおいて市郡医師会も町民の不便を察し、県保険課長の斡旋に動かされて諒解がないよく〳〵診療協定を結ぶことになりました。

今後町民各位の一層の御理解と市郡医師会並に町当局の協力によつて、本町国民健康保険が健全な発達を遂げることを願うものであります。

蚕沙の利用について

昨年国から酪農地域として指定を受けた霧島山麓一帯の小林、西諸県郡、都城市、北諸県郡地方は、県内でも養蚕の盛んな地方です。蚕を飼うときは相当多くの蚕の糞と桑の食残り（これを蚕沙といゝます）ができますが、この蚕沙は家畜の飼料として価値が高いために、酪農と養蚕とはきり離すことはできません。又この蚕沙を一度飼料として、体内を通したものは肥料的価値も高くなつておりますから、蚕沙の利用によつて飼料の自給は勿論、肥料の増産にもなります。それでは次に蚕沙エンシレージについて説明します。

一、蚕沙エンシレージの作り方

五合期に生産される蚕糞蠶沙を分けずに、そのまゝつぎ〳〵にコンクリート製のサイロの中につめ込みます。五～六寸の厚さごとに重量歩合で蠶沙の約一％の食塩をふりまき、その上からふみつけ、全部つめ終つたらむしろでその上を覆い完全な木のふた（二つ割）をして、蠶沙重量の約三分の一貫の重石をのせておきます。

蠶種一箱（二万粒）に対して春蠶、秋蠶、晩秋蠶、それ〳〵平均五十貫（まゆ一貫に対して八貫）の蠶沙が生産されます。その九割ぐらいがエンシレージとして、家畜の飼料になります。

二、サイロの作り方

サイロの場所はなるべく畜舎に近く、地下水が低くて、水の入る心配がないところがよく、地上から一尺ぐらい上に出して、地下式にするのが一番便利です。

サイロの直経は広くない方が、腐れがすくなくてよいのですが、作業が思うように出来ませんから四尺以上が適当です。

深さは直径の約二倍位がよく、おさえの点からしても理想的です。

壁の周りは三寸底部は五寸の厚さにして、無筋のコンクリート製でよい。又簡単なことは井戸枠をつぎ合せて底を作つたものも便利です。

サイロの太さと蠶沙のつめ込み可能数量は次の通りになります。（蠶沙の重さは平均一平方尺当五貫）

深さ＼直径	四尺	五尺	六尺	七尺	八尺	九尺	十尺
五尺	三四貫	四四〇貫	六七〇貫	九八〇貫	一、三四〇貫	一、五五〇貫	一、九二〇貫
七尺	—	六六七貫	九八〇貫	一、三四〇貫	一、八五〇貫	二、三六〇貫	二、九二〇貫
十尺	—	九八三貫	一、四二五貫	一、九六〇貫	二、五七〇貫	三、二八〇貫	四、〇〇〇貫

三、蚕沙エンシレージの飼料価値

	水分	粗蛋質	粗脂肪	可溶無窒素物	粗繊維	粗灰分
原料蠶沙	七四、六五	三、五九	一〇三	二、一二六	六、六〇	二、八五
蠶沙エンシレージ（二八一日後）	七六、四四	三、四三	一、四五	八、三三	五、九九	四、〇八
同（二八一日後）	七六、四四	三、四八	一、五一	七、八六	五、九八	四、七三
甘藷蔓	七七、七	三、二	〇、八	一〇、三	五、五	二、五
玉蜀黍	八〇、一	一、一	〇、八	一〇、一	六、六	一、四
同	七二、九	一、一	〇、三	一四、八	九、五	一、二

右の表にしめすとおり蠶沙は家畜の飼料として価値が大きく、製造中において成分の変更は少い。又製造中、原料の減り方は、春の場合約二割で秋の場合は少い。尚毎日五貫前後の蠶沙エンシレージを与えても乳の出方乳の成分、牛の体重には悪影響ありません。

この蠶沙エンシレージを与える時期は、本県は甘藷ツルが多いからこのツルを与えた後で使用します。

蠶沙のつめ込みを五月下旬から六月上旬にかけてやれば冬の飼料になりますから是非実行して下さい。

世界保健デー

日本は蚊とハエの撲滅を目標に

四月七日は第八回目の世界保健デーにあたります。

これは、世界保健機構の誕生を記念して、全世界の人々が健康の重要性を認め、いろいろな病氣の予防、撲滅をはかるために、身近かにある保健衛生機関の利用や協力についてよく考え合う日です。

世界各国でもこの日を機会に、保健についていろいろ〳〵有意義な行事を行いますが、日本では今年は衛生昆虫、特に蚊とハエの撲滅に全力を注いで、住みよい環境を作るよう呼びかけております。

ところでこの世界保健機構と云うのは、国際連合の仕事の中で、保健衛生の仕事を専門に受持つている機関で、現在八十二ケ国が加盟しており日本は昭和二十六年六月十六日加盟しております。そしてすべての人民の健康が、世界の平和と安全を達成する基礎であると云う信念のもとに、世界中の人々を出来るだけ高い健康水準に引き上げようと努力しているものです。

今のうちに蚊とハエの駆除を

その国の文化の尺度は、公衆衛生思想がどの程度行きとゞいているかを見ればすぐにわかるとさえ云われております。

毎年春から秋にかけての私達の生活は、蚊とハエのために散々なやまされている実情であります。

幸にして昨年は、町の積極的な衛生施策と皆さんの熱心な協力によりまして、広い町内にノミ一匹見かけなかつたと聴いておりますが、蚊とハエの撲滅にはまだ程遠いものがあります。

そこで今年こそは、春の中にこの蚊とハエを徹底的に駆除して明るい健康な夏を過したいものです。

汚物捨場とどぶの清掃が先決

蚊やハエには羽がありますから、これを完全に駆除するためには個人だけの力では到底だめです。

部落民が一諸になつて、蚊やハエの発生源であるどぶや、汚物捨場の清掃に力を入れる事が必要です。

皆さんのこの仂きと、町当局の実施する消毒とが一諸になつた時が、本町から蚊とハエが完全に姿を消すときでもあります。

町では今年も五月から十月まで昨年のように各家庭の消毒を毎月実施しますが皆さんの積極的な御協力をお願いします。

醫薬分業

いよ〳〵四月一日から

患者が希望すれば今まで通り

誰でも病気になりますと医師の診断を受け、その病気に適当な手当をしてクスリをもらいます。ところで医師は病人を診察し、それに適当な処置をすることを学んだ人ですが、一方病人が飲むクスリについても専門に勉強した薬剤師と云うものがいます。

そこで、病気になつたら、まず医師の診断を受け、処方箋を書いて貰い、それによつて薬剤師からクスリを受けると云うのが、四月一日から行われる「医薬分業」です。

即ち、医師と薬剤師が、それ〳〵専門の立場からその技術を十分生かして、病気をなおして行こうと云ふのですが、この方法は今までも、大きな病院では医局と薬局とに別かれて、実際行われて来たものです。

然し大部分の個人の病院では、病氣を見ると同時にクスリも作つてくれておりました。

それでは「医薬分業」になると、今後は医師からクスリを貰うことが出来なくなるかと云うと、決してそうではありません。今までの長い習慣もあり、又薬局のない不便なところもありますから、患者が希望する場合は今までとおり医師からクスリを貰うことも出来るわけです。

この外病気をなおす上にどうしても医師からクスリを貰つた方がよいと思われる場合に限つて、法律で例外も認められることになつています。

高校生に育英資金

希望者は四月三十日まで

教育委員会へ

町は昭和二十八年五月、育英規程を設けて、高等学校又は之に準ずる学校の生徒に奨学資金を支給しておりますが、今年も希望者を募つておりますから、これを希望する人で次の事項に該当する学生は、四月三十日までに町教育委員会に申込んで下さい。

選考は教育委員会の会議によつて決定することになつております。

○資格

①高等学校又はこれに準ずる学校の学生で、学術優秀、品行方正であること。

②身体強健で、学資の支弁が困難であると認められるもの。

③本町に本籍を有する者

○手続き

教育委員会に提出する書類

①願書（教育委員会にあります。）

②学校長の推せん書（新入学生にあつては中学校長の推せん書）

③健康診断書

○義務

奨学生は、毎学年末には学校長の証明した学業成績を教育委員会に提出しなければなりません。

○育英資金支給額

月五〇〇円

○次のような場合には補給を停止し、又は補給額の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

①病気等で成業の見込がないとき。

②学業成績又は操行が不良になつたとき。

③虚偽の申告をしたり又はいろ〳〵定つた申告を怠つたとき。

④本町以外に転住したとき又は他の補給を受けるようになつたとき。

⑤その他補給を受ける必要がなくなつたとき。

○奨学生は次のような事実が発生したときは三日以内に教育委員会に届出なければなりません。

①他の補給を受けるようになつたとき。

②町外に転出したとき。

③休学が三十日以上に及ぶとき。

○補給金の支給日

毎月十日となつておりますが事情により変更されることがあります。

○支給人員は全部で九名となつているのですが現在支給を受けているのは五名です。それで後四名が新たに選考されることになります。

四回募集七回入隊

多くなつた自衛隊二等陸海空士の募集（入隊）回数

宮崎地方連絡部提供

このほど、陸上幕僚監部募集課で、昭和三十一年度（四月以降）の自衛官募集の計画がまとまりました。

これによりますと、二等陸海空士は四回試験を実施してこれを七回に分けて入隊させることになつております。

なお年度後半においては防大、幹候、陸曹、自衛隊生徒等の各種募集が行われる豫定です。

この計画によりますと、二等陸、海、空士の募集時期は次のようになつております。

第一回（現在募集中）
受付＝四月
試験＝五月
入隊＝七月

第二回
受付＝六月
試験＝七月中旬
入隊＝九月下旬及十月上旬

第三回
受付＝八月
試験＝九月中旬
入隊＝十二月上旬及一月中旬

第四回
受付＝十月
試験＝十一月中旬
入隊＝二月中旬及三月中旬

（但し海上航空の入隊日は未定ですが募集開始の時期には確定する予定です）

この道あの橋

みんなで愛ご

これも新生活運動の一つ

道路はちよつとした心がけと手入れで見違える程立派になります。

昔は道ぶしんに、部落総出の美しい社会奉仕の姿をよく見かけたものです。

最近広く新生活運動が展開されて、ある面では既に実行に移され逐次その成果を収めつゝありますが、昔のこの道ぶしんの姿等も立派な新生活運動の一つです。

部落内の道路は部落民の手でお互が愛護するようになつたら、部落の環境は自然に美化されていくことでせう。

開業医の保険医総辞退

国民健康保険等は従来通り

健康保険法の改正をめぐり、県医師会に所属する開業医が保険医を総辞退しましたが、これは国民健康保険、生活保護結核予防、労災等は、その範囲外で、いまま通り診療が継続されますからお知らせします。

お断り

三月は年度末で事務が非常に錯綜し、そのため町政だよりの発刊が出来なかつたことを深くお詫び致します。